様式第1号の2（第6条関係）

**立入検査成績表**

|  |  |
| --- | --- |
| 　**本日の立入検査の結果は次のとおりです。** | 年　　月　　日検査職員 |

**Ⅰ　計量器**　　　　ａ適正　　ｂ不適正

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 計量器の種類 | 検査台数 | 不適正台　数 | 不適正の内訳（台数） | 1.検定を受けた「はかり」を使用してください。2.定期検査を受けてください。3.はかりの据付位置や方法を改善してください。4.水平･零点を調整･確認してから使用してください。5.量る量が使用範囲内であるはかりを使用してください。6.その他（　　　　　　　　　　　　） |
| 定期検査 | 水平 | 零点 | 据付 | その他 |
| 1 | 電気式 |  |  |  |  |  |  |  |
| 2 | 指示 |  |  |  |  |  |  |  |
| 3 | 皿手 |  |  |  |  |  |  |  |
| 4 |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 合　計 |  |  |  |  |  |  |  |

**Ⅱ　商品量目関係**（注：過量と不足の基準については別紙を参照してください）

|  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 項目区分 | 検査点数 | 過量 | 正量 | 不足 |  | 量目検査成績 | 不足率 |
| + | 0 | － |  | 不足点数検査点数 |  | ％ |
| 肉 |  |  |  |  |  |  |  |
| 魚 |  |  |  |  |  |  |  | 判定 | \_ | \_ | 不適正(15.1%～) |
| 野菜 |  |  |  |  |  |  |  |
| 惣菜 |  |  |  |  |  |  |  | **Ⅳ　改善内容** |
|  |  |  |  |  |  |  |  | □ 指摘事項について改善してください。□ 量目不足が多いため､改善結果を報告してください。□ 量目管理が不良なため､再立入を行います。　 早急に指摘事項について改善してください。 |
|  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |
| 合　計 |  |  |  |  |  |  |  | □ 風袋量を無視または過少に見ている商品があります。　 風袋量(トレイ･ラップや添え物)を正確に把握し、　 その分を差し引いてください。□ 自然減量による量目不足があります。再計算等の対策　 を行ってください。□ ラベルの貼り違い等､粗雑な計量による量目不足があります。計量手順の再確認を行ってください。□ その他(　　　　　　　　　　　　　　　　　　　) |
| **Ⅲ　表示関係**　　　　ａ適正　　ｂ不適正　　　1.　内容量表記の不備　　　2.　事業者名等の不備　　　3.　その他(　　　　　　　　　　　　　) | 　 |

　(摘要)

別紙

　**《不足量と過量について》**

●不足量：　計量法第１２条から第１４条までの「特定商品の計量について」

　　　　　の規定に違反します。また、改善されない場合は、勧告等の措置を

　　　　　とることがあります。

　　　　　　具体的に基準については、政令により、下の表（一）、表（二）

　　　　　のように決められています。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 表（一） |  | 表（二） |
| 表記量 | 不足の基準 | 表記量 | 不足の基準 |
| 5ｇ以上50ｇ以下 | 表記量の4％を超えて少ない場合 | 5ｇ以上50ｇ以下 | 表記量の6％を超えて少ない場合 |
| 50ｇを超え100ｇ以下 | 表記量の2ｇを超えて少ない場合 | 50ｇを超え100ｇ以下 | 表記量の3ｇを超えて少ない場合 |
| 100ｇを超え500ｇ以下 | 表記量の2％を超えて少ない場合 | 100ｇを超え500ｇ以下 | 表記量の3％を超えて少ない場合 |
| 500ｇを超え1㎏以下 | 表記量の10ｇを超えて少ない場合 | 500ｇを超え1.5㎏以下 | 表記量の15ｇを超えて少ない場合 |
| 1㎏を超えたもの | 表記量の1％を超えて少ない場合 | 1.5㎏を超えたもの | 表記量の1％を超えて少ない場合 |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 対象：肉、米、茶、菓子および魚卵類（いくら、すじこ等）等 |  | 対象：魚、野菜、惣菜および麺類等 |

●過　量：計量法では、特に規定はありませんが、計量法第１０条にある

　　　　　「正確計量努力義務だが・・・」の規定から見ると望ましいも

　　　　　のではないため、法では勧告の対象となります。

　　　　　＜基準＞

　　　　　　・表記量が５０ｇ以下の場合：表記量に対し５ｇ超過

　　　　　　・表記量が５０ｇ～３００ｇの場合：表記量に対し１０％超過

　　　　　　・表記量が３００ｇ～１㎏の場合：表記量に対し３０ｇ超過